

1 策定の趣旨

令和7年度は、全国的なツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没件数、人的被害が過去最多を記録する大量出没の状況となっている。

特に一関市では、令和7年10月以降、人の生活圏に出没するクマの目撃情報が相次ぎ、人的被害が発生するなど、市民生活や事業活動を脅かす状況となっている。

市では、クマ被害に関する緊急の対策を講じてきたが、今後は、出没対応のみならず、中長期的視点に立った対策を含め、全庁的にクマ対策を推進する必要がある。

この基本方針は、市を挙げてクマ対策を推進するための指針として定めるものである。

2 基本方針

基本方針	内容
1 被害に遭わないための予防策の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① クマ出没に関し、庁内及び関係機関と迅速な情報共有を図る。 ② 市ホームページ、いちのせきメール、FMあすも、防災行政無線等を活用し、身を守る対策や出没情報の効果的な周知を図る。 ③ 市民を対象としたクマ対策講座を実施する。
2 人の生活圏への出没防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① クマ出没エリアにおける誘因木の伐採、藪の刈払いなどを促進し、生活圏周辺の環境整備を行う。 ② 民有地・公有地の適切な管理を促進するとともに、河川、道路、公園等における見通し確保を図る。 ③ ごみ出しルールの徹底や動物死骸の早期回収など、誘因物の排除を強化する。 ④ 電気柵等の侵入防止対策への支援を継続する。 ⑤ ドローンなどのICTを活用した対策の有効性を検証する。
3 出没時の対策と事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害対策実施隊による箱わなの設置、見回り、銃猟等により、速やかに捕獲を行う。 ② 捕獲に向けた箱わなやAIカメラなど対策備品・資機材等の整備を進める。 ③ 緊急銃猟対応マニュアルの改定及び訓練を実施する。 ④ 保育施設、小中学校等において出没対応マニュアルの運用により、児童生徒等の安全確保を図る。
4 捕獲従事者の人材育成と市の体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> ① 有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため狩猟免許取得に対して支援する。 ② 捕獲従事者を育成するための技術研修会等を実施する。 ③ 庁内関係部局の役割分担を明確化し、組織横断的に取り組む。 ④ 猟友会と連携し、捕獲体制を強化する。 ⑤ 県、警察その他関係機関と連携し、対策を推進する。 ⑥ 市の行動計画を策定し、実効性ある運用を図る。

3 推進に当たって

本方針に基づき、既存事業を体系的に整理するとともに、必要に応じて予算措置及び事業の見直しを行い、実効性のある対策を継続的に推進する。